

第2期長万部町空家等対策計画 意見(パブリックコメント)

月日	番号	意見	意見に対する町の考え方	該当する施策項目	反映区分
3月2日	1	<p>これまでの行政対応の検証について</p> <p>本計画案では、これまでの経緯が整理されていますが、長万部町において空き家問題が深刻化した背景について、行政としての対応の検証が十分に示されていないように感じます。空き家問題は、2000年代にはすでに全国的な社会問題となっており、他自治体では条例制定などの先行的な取り組みが進められていました。その後、2015年には空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村に具体的な権限と責務が付与されています。しかし、長万部町で空家等対策計画が策定されたのは令和3年(2021年)であり、全国的な動きと比較すると相当程度の時間差があったことは否めません。その間に問題が深刻化した側面もあるのではないかと考えます。今後、行政代執行などの強い措置を講じる可能性があるのであれば、まずは町としてこれまでの対応を検証し、遅れや課題があったのであれば、その点も含めて計画に明記すべきではないでしょうか。町の財政に負担を伴う政策を実施する可能性がある以上、これまでの行政対応の検証と責任の所在を明らかにすることは、住民理解を得る上でも重要であると考えます。</p>	<p>本計画案におきましては、主にこれまでの経緯や取組の整理を中心に記載しており、これまでの個別の対応についての詳細な検証という形での記載には至っていないところであります。一方で、空家等の状況把握を目的とした実態調査を実施し、その結果を踏まえながら対策の方向性について検討を進めてきたところであります。</p> <p>また、本町におきましては、従前より個別相談への対応や所有者への助言など、空き家に対する個々の事案に応じた対応を行ってきたところでありますが、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村における計画策定や指導・勧告等の権限が明確化されたことを受け、令和3年に空家等対策計画を策定いたしました。計画策定まで一定の期間を要した背景には、空家の実態把握や所有者情報の整理、関係部局との連携体制の構築などの準備作業を段階的に進めてきたことによるものであります。</p> <p>今後につきましては、本計画に基づき取組を着実に推進するとともに、これまでの経緯も踏まえながら、より効果的かつ適切な施策の展開に努めてまいります。</p>	【対策計画(案)P.2】	C
3月2日	2	<p>協議会を設けない理由の明確化について</p> <p>特措法に基づく措置には、特定空家等の認定や命令、最終的には除却など、所有権に対する重大な制限を伴う場面があります。多くの自治体では、恣意的な運用とならないよう、弁護士・建築士・学識経験者等を含む協議会を設置し、専門的かつ客観的な判断を行う体制を整えています。しかし、本計画案では、行政内部の担当部署責任者による連絡会議において判断する体制が想定されているように読み取れます。なぜ、外部専門家を含む協議会を設けないのか。設置しない場合、その合理的理由および透明性・公平性をどのように担保するのかを、計画上で明確に説明すべきではないでしょうか。所有権制限を伴う行政判断である以上、判断過程の客観性・透明性を制度的に担保することが不可欠であると考えます</p>	<p>ご意見のとおり、特定空家等の認定や命令等の措置は、所有権に関わる重要な行政判断であることから、その客観性や透明性の確保は重要であると認識しております。</p> <p>一方で、協議会の設置については法令上の義務ではなく、各自治体の実情に応じて体制を整備することが可能とされております。</p> <p>本町におきましては、現時点では関係部署による連絡会議において、関係法令や国のガイドライン等を踏まえ適切かつ慎重に対応していく考えであります。外部専門家の関与のあり方を含め、より適切な判断体制については引き続き検討が必要であるものとも考えており、今後の運用状況や事案の内容等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い協議会の設置についても検討してまいります。</p>	【対策計画(案)P.20～P.27】	C

※「意見に対する町の考え方」のA～Eの区分

反映区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等